平成16年6月29日株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

今般、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下、内閣府令という。)の改正に伴い、証券取引法で禁止する取引一任勘定の適用除外として、証券会社の親会社等のうち外国において証券業を営む者が行う自己取引に限り、一定の要件のもと、数及び価格のみでなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができることを内容とする契約(取引一任契約)の締結が認められることとなる。

取引一任契約に基づく取引は、当該親会社等である委託者の計算によるものではあるが、売買の別、銘柄も含めて証券会社が定めることができ、実質的な投資判断や取引は当該証券会社によって行われることから、併せて安定操作取引期間中の自己買付けやフロントランニングの禁止等、証券会社の自己取引に係る所要の行為規制が当該取引にも適用されることとなっている。そこで、当取引所においても、内閣府令の改正の趣旨を踏まえ、業務規程等において所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1)立会外分売に関する制約

立会外分売を取り扱う取引参加者は、立会外分売前日の最終 値段の形成について、自己の計算等に加えて、取引一任契約 に基づき関与してはならないこととする。

(2)有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置 取引参加者の自己の計算による売付け又は買付けについて 制限又は禁止措置に関し、取引一任契約に基づく取引も含む ものとする。

(3)安定操作取引に関する行為

取引参加者が海外募集等において安定操作委託者として取引所に通知された場合に、自己買付けと同様、安定操作期間内の安定操作以外の取引一任契約に基づく買付けを禁止する。

(4)その他

立会外買付における自己の計算による終値関与規制について撤廃するなど、その他所要の改正を行うこととする。

(備 考)

・業務規程第45条第1項

- ・有価証券の売買等又はそ の受託に関する規制措 置に関する規則第1条 第11号
- ・取引の信義則に関する規 則第7条第1号d

・業務規程第46条の 6 第 1 項等

3.施行日

平成16年6月30日から施行する。